船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の徴収に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成１４年法律第１６２号。以下「法」という。）附則第８条第２項において準用する法第１７条第４項本文の規定に基づき、船橋市立保育園に在籍する児童の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する災害共済給付契約に係る共済掛金の負担金（以下「負担金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象児童）

第２条　負担金の徴収の対象となる者は、各年度の５月１日以後に船橋市立保育園に在籍する児童のうち、法附則第８条第２項において準用する法第１６条第１項に規定する同意をしたもの（以下「児童」という。）とする。

（負担金の額等）

第３条　負担金の額は、各年度につき、児童１人当たり２４０円とする。

２　市長は、前項の規定に基づき負担金の額を決定したときは、保護者に対し、船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金納入決定通知書（第１号様式）により通知するものとする。

（負担金の免除等）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法附則第８条第２項において準用する法第１７条第４項ただし書の規定に基づき、負担金の徴収を行わないものとする。

⑴　市町村民税所得割合算額が５７，７００円未満の課税世帯（子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第４条第２項第６号に規定する教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等にあっては、７７，１０１円未満の課税世帯）

⑵　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第２条第１６項に規定する負担額算定基準子どもが同一の世帯に３人以上いる場合に、年齢の高い方から数えて３番目以後の児童である者

２　前項に規定する負担金の支払の免除に関する事項を決定したときは、その旨を船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の支払の免除に関する

決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（負担金の徴収）

第５条　市長は、保護者から、負担金を徴収する。

２　負担金は、当該年度分を、原則として、口座振替により一括して徴収するものとする。

（納期限）

第６条　次の各号に規定する期間中に在籍した児童の保護者は、各号で規定する納期限までに負担金を納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは変更することが出来る。

⑴５月１日から７月末日までの期間中に在籍した児童　７月末日

⑵８月１日から１１月末日までの期間中に在籍した児童のうち、前号を除いた児童　１１月末日

⑶１２月１日から翌年３月末日までの期間中に在籍した児童のうち、前２号を除いた児童　３月末日

（負担金の還付）

第７条　既に納付された負担金は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の規定は、令和７年度以降の負担金とその対象となる児童及び保護者について適用し、令和６年度以前の負担金とその対象となる児童及び保護者については、なお従前の例による。

第１号様式

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金納入決定通知書

船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金について、下記のとおりといたしましたので通知いたします。

年度分

<table>
<tr><td rowspan="2">子ども</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td><td>クラス年齢</td><td></td></tr>
<tr><td>保育所名</td><td colspan="4">船橋市立　　保育園</td></tr>
<tr><td>歳入科目</td><td colspan="4">日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">船橋市独立行政法日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金</td></tr>
<tr><td>金額</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>納期限
（口座振替の振替日）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

第２号様式

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の支払の免除に関する決定通知書

船橋市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金の支払の免除について、次のとおり決定しましたので通知します。

年度分

<table>
<tr><td rowspan="2">子ども</td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td><td>クラス年齢</td><td></td></tr>
<tr><td>保育所名</td><td colspan="4">船橋市立　　保育園</td></tr>
<tr><td>免除科目</td><td colspan="4">日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">船橋市独立行政法日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金</td></tr>
</table>